

大洲地区広域消防事務組合の パワハラ問題について

2019年12月19日、午後3時20分から大洲地区広域消防事務組合の議会定例会議が開かれました。はじめに二宮隆久組合長から陳謝が行われました。また、組合議会の議員の質問に亀田消防が陳謝されました。

梅木かつこ市議も質問を行いました。

再度の陳謝をされているので、今後の組合の職場のあり方について質問を行いました。特に、質問のためいろいろ調べていくうちに、消防の職場でのパワハラは、大洲に限らず、全国で深刻な問題であることがわかりました。そこで以下の発言を行いました。

<梅木市議の質問>

今回、本事務組合でもパワハラ問題が起こりました。

国会で、消防職員のパワハラが問題になり、全国調査をしなければならないほど蔓延しているともいいます。ILO職業上の「安全および健康推進枠組み条約」第87条約批准国で212カ国中、消防職員の団結権、団体交渉権がないのは日本だけです。

アメリカでは団体交渉権がありますが、争議権はありません。

地方公務員災害補償基金の過労死など公務災害状況というデータでは、過労死など公務災害状況で消防職員の精神疾患数がほかの地方公務員に比べて申請で1.3倍、認定で1.8倍です。認定件数は教職員の4.1倍といえます。ある消防本部で集団で部下に腕立て千回、懸垂で力尽きると30分宙づりなどの行為が報告されています。

こうした中で自分たちで話し合い解決していく職員団体もありません。暴力やいじめ「パワハラ」にも声をあげられない。まして幹部からのいじめに個人では抵抗できません。

団結権を行使できるようにしていくとともに、仕事での幹部からの報復など気にしないで自由闊達に議論できる職場環境を作り、それを生かせる幹部の皆さんのご努力が必要だと思います。具体的提案はありますか。

<組合理事者答弁>

綱紀粛正に努めたい。パワハラの実態把握に努めたい。職場の目安箱を作りたい。通報窓口を設置したい。30代の相談員を1~2名置きたい。

消防署職員の定数が105人から117人に

消防署職員の定数が105人から117人（国基準は157人です）に引き上げられました。定数の引き上げは、大きな痛みを伴う災害を経験した後の教訓でもあり、現場職員の方々の切なる声でもあり、さらに、事務組合議会で梅木かつこ市議やほかの議員からも求められていました。今回、組合長、副組合長などご高配いただいたと思います。住民の安心安全につながるものであり本当によかったと思います。

消防業務は、誇りある業務であり、時に過酷な業務と認識します。地域住民はその業務に感謝しながら、よりよいサービス提供のシステムが構築されることを願っています。

消防力の整備指針と現有数の実態

平成27年4月1日現在

消防本部名	消防職員			人口	面積 (km ²)
	算定数	現有数	比率		
全国	209,564	162,124	77.4	127,836,510	370,535
愛媛県	2,497	1,815	72.7	1,420,606	5,747
1 今治市消防本部	240	215	89.6	165,286	419
2 伊予消防等事務組合消防本部	179	157	87.7	91,224	316
3 西条市消防本部	179	143	79.0	112,363	510
4 松山市消防局	619	461	74.5	516,571	429
5 西予市消防本部	86	64	74.4	33,430	473
6 宇和島地区広域事務組合消防本部	195	137	70.3	96,184	808
7 四国中央市消防本部	195	134	68.7	91,150	494
8 愛南町消防本部	69	47	68.1	23,412	239
9 大洲地区広域消防事務組合消防本部	157	105	66.9	63,714	732
10 東温市消防本部	78	49	62.8	34,037	211
11 新居浜市消防本部	208	130	62.5	122,751	234
12 八幡浜地区施設事務組合消防本部	174	105	60.3	54,008	268
13 上島町消防本部	40	24	60.0	7,299	30
14 久万高原町消防本部	78	44	56.4	9,177	584